

27監 第148号
平成27年12月4日

建設業関係団体の長様

長崎県土木部長



下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

標記については、かねてから貴団体のご指導をお願いしているところですが、改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」においても下請契約を含む請負契約を適正な請負代金で締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払うことが基本理念に位置づけられるとともに、受注者の責務として規定されています。

本県においては、建設業者が安心して県発注工事の下請となることができるよう、下請代金等の未払いを行った建設業者の入札参加規制を実施するなど、元請下請適正化対策に積極的に取り組んでいます。

また、社会保険等の未加入問題についても、県工事において社会保険等への加入を入札参加資格要件にするなど、加入促進による就労環境の改善に向け、取組を進めています。

つきましては、本通知の趣旨を踏まえ、関係法令や別紙に示す留意点、ガイドライン等を遵守し、下請契約の締結や代金の支払いなどについて、さらなる元請下請取引の適正化を図り、施工管理の徹底、技能労働者の賃金水準の確保等に努められるよう、貴団体の会員企業様へ引き続きご指導方よろしくお願ひします。

問い合わせ先
土木部監理課
建設業指導班 井上
電話(095)894-3015